

マイナンバーを未提出の状態 一般NISA口座を 開設しているお客様へ

**一般NISA口座を開設している証券会社にマイナンバーを
まだ提出していないお客様は、2022年1月1日をもって
NISA口座が廃止される可能性があります。**〈下図参照〉

※2021年12月末時点で一般NISA口座で保有していた商品については、非課税保有期間(5年間)の満了により、課税口座(一般口座または特定口座)に払い出されます。

※NISA口座の廃止後は、改めて口座開設を行うことによって、NISA口座を再開設することができます。

※つみたてNISAを利用している方は、マイナンバーは提出済みですので引き続きNISA口座を利用することができます。

2018年以降に
一般NISA口座を開設された方

2017年以前に
一般NISA口座を開設された方で
2018年以降も
NISAを利用している方(※1)

2017年以前に
一般NISA口座を開設された方で
2018年以降、
NISAを利用していない方

マイナンバーは提出済みですので
2022年以降も引き続き
NISA口座を利用できます

**マイナンバーを提出していない場合は
2022年1月1日をもって一般NISA口座が
廃止される可能性があります(※2)**

※1. NISA口座で買付を行っていなくとも、2018年分以降の非課税投資枠が設けられている場合には、マイナンバーは提出済みです。また、一般NISAでなくともつみたてNISAを利用されている場合には、マイナンバーは提出済みです。

※2. 詳しくは、NISA口座を開設しているお取引先の証券会社までお問合せください。

一般NISA口座で保有する商品のロールオーバーを希望される場合や、2022年以降も引き続きNISA口座のご利用を希望される場合には、各証券会社が定める期限までに、マイナンバーを提出する必要があります。

詳しくは、NISA口座を開設しているお取引先の証券会社までお問合せください。